

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成26年11月12日

**【四半期会計期間】** 第35期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)

**【会社名】** 共立印刷株式会社

**【英訳名】** KYORITSU PRINTING CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 倉 持 孝

**【本店の所在の場所】** 東京都板橋区清水町36番1号

**【電話番号】** 03-5248-7800

**【事務連絡者氏名】** 取締役 管理本部長 佐 藤 尚 哉

**【最寄りの連絡場所】** 東京都板橋区清水町36番1号

**【電話番号】** 03-5248-7800

**【事務連絡者氏名】** 取締役 管理本部長 佐 藤 尚 哉

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第34期 第2四半期 連結累計期間	第35期 第2四半期 連結累計期間	第34期
会計期間		自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日	自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高	(千円)	19,920,010	20,732,931	41,572,897
経常利益	(千円)	938,077	907,289	1,707,315
四半期(当期)純利益	(千円)	571,355	543,432	1,034,070
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	618,146	527,362	1,124,355
純資産額	(千円)	13,845,856	14,400,324	14,066,762
総資産額	(千円)	35,589,130	39,328,764	39,631,430
1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	12.84	11.17	22.29
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)		11.16	
自己資本比率	(%)	35.9	36.6	35.5
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,156,753	1,629,623	2,677,609
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	996,947	247,398	1,410,519
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,769,626	623,698	178,338
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	8,676,289	8,950,812	8,192,285

回次		第34期 第2四半期 連結会計期間	第35期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日	自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	6.47	5.12

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第34期第2四半期連結累計期間及び第34期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間における我が国経済は、円安で輸出企業の収益改善が見込まれるなか、燃料費の高騰や個人消費の伸び悩みなども見受けられ、消費税の増税後は景気回復のもたつきが続いております。

当印刷業界におきましては、円安基調の影響から原材料や燃料費の高騰が収益の押し下げ要因となっております。また、増税後の個人消費が鈍く商業印刷の受注獲得に苦戦するなか、出版印刷におきましても低迷が続いております。

こうした状況下において、当社グループは、受注単価の下落や電力費など原価の高騰により収益の確保が厳しい環境にあるなか、社内の生産体制を見直して生産性を高めることで収益の確保に努めました。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高は、207億3千2百万円となり前年同四半期と比べ8億1千2百万円(4.1%)の増収、営業利益は、10億2千万円となり前年同四半期と比べ1千2百万円(1.2%)の減益、経常利益は、9億7百万円となり前年同四半期と比べ3千万円(3.3%)の減益、四半期純利益は、5億4千3百万円となり前年同四半期と比べ2千7百万円(4.9%)の減益となりました。

#### (売上高)

売上高は、207億3千2百万円となり前年同四半期と比べ8億1千2百万円(4.1%)の増収となりました。

商業印刷につきましては、当第1四半期連結累計期間と同様に、一部の通販カタログで受注量の減少はありましたものの、流通チラシや商品パンフレットの受注が増加するとともに、前連結会計年度の下半期から受注した新規取引等により、前年同四半期比11億9百万円(8.3%)増加し、145億5千1百万円となりました。

出版印刷につきましては、フリーペーパーや一部情報誌で受注増加はありましたものの、書籍類や情報誌関連媒体で受注量が減少したこと等により、前年同四半期比3億2千2百万円(5.4%)減少し、56億2千8百万円となりました。

#### (営業利益)

営業利益は、10億2千万円となり前年同四半期と比べ1千2百万円(1.2%)の減益となりました。これは、売上高の増加はありましたものの、原材料費や燃料費等の値上げが収益の圧迫要因となったこと等によります。

#### (経常利益)

経常利益は、9億7百万円となり前年同四半期と比べ3千万円(3.3%)の減益となりました。これは、営業利益の減少とともに、支払利息が増加したこと等によります。

#### (四半期純利益)

四半期純利益は、5億4千3百万円となり前年同四半期と比べ2千7百万円(4.9%)の減益となりました。これは、経常利益の減少が主な要因です。

## (2) 財政状態の分析

### (資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて0.6%減少し、177億8千3百万円となりました。これは、現金及び預金が増加したものの、受取手形及び売掛金が減少したこと等によります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて0.9%減少し、215億3千5百万円となりました。これは、リース資産が増加したものの、建物及び構築物やのれんが減少したこと等によります。

繰延資産は、前連結会計年度末に比べて23.1%減少し、9百万円となりました。これは、株式交付費が償却により減少したことによります。

これらの結果、資産合計は、前連結会計年度末に比べて0.8%減少し、393億2千8百万円となりました。

### (負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて4.9%減少し、134億9千9百万円となりました。これは、支払手形及び買掛金が減少したこと等によります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて0.5%増加し、114億2千8百万円となりました。これは、長期借入金やリース債務が増加したこと等によります。

これらの結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて2.5%減少し、249億2千8百万円となりました。

### (純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べて2.4%増加し、144億円となりました。これは、利益剰余金が増加したことによります。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物は、営業活動におけるキャッシュ・フローが16億2千9百万円の獲得、投資活動によるキャッシュ・フローが2億4千7百万円の使用、財務活動によるキャッシュ・フローが6億2千3百万円の使用となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間末残高は、前第2四半期連結累計期間末より2億7千4百万円増加し、89億5千万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況と要因は、次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は、仕入債務の減少等がありましたものの、税金等調整前四半期純利益の計上や減価償却の実施等により、16億2千9百万円(前年同四半期比4億7千2百万円の増加)となりました。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、有形固定資産の取得による支出等により、2億4千7百万円(前年同四半期比7億4千9百万円の増加)となりました。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、長期借入金及びリース債務の返済による支出や配当金の支払い等により、6億2千3百万円(前年同四半期比23億9千3百万円の減少)となりました。

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

## (5) 研究開発活動

該当事項はありません。

## (6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

印刷業界を取り巻く環境は、円安等による材料費や電力燃料費の高騰に加え、消費税増税の影響から個人消費が鈍化しており、厳しい経営環境にあります。出版印刷におきましては、出版市場の低迷により受注金額の減少傾向が続いております。

そのような中、当社といたしましては、オフセット輪転印刷を中心とした印刷工程や中綴及び無線綴といった製本工程において生産体制の効率化を図ることで、収益の確保に努めております。また、子会社との設備の最適化を図り、相乗効果を更に推し進めることで、グループとしての成長に邁進してまいります。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	130,720,000
計	130,720,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	48,630,000	48,630,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	48,630,000	48,630,000		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

共立印刷株式会社2014年新株予約権

決議年月日	平成26年7月14日
新株予約権の数	900個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権1個当たり 100株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり 100円(注)2
新株予約権の行使期間	平成26年7月31日～平成56年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 新株予約権1個当たり 100円 資本組入額 新株予約権1個当たり 50円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。 その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1. 募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認め付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

(注) 2. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額1円に付与株式数を乗じた金額とする。

(注) 3. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

以下の、  
、  
、  
またはのいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り募集新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。

共立印刷株式会社第1回新株予約権

決議年月日	平成26年7月14日
新株予約権の数	1,989個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権1個当たり 100株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり 29,200円(注)2
新株予約権の行使期間	平成28年7月31日～平成30年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 新株予約権1個当たり 29,200円 資本組入額 新株予約権1個当たり 14,600円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。 新株予約権者の相続人はこれを行使できない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1. 募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

(注)2. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、当該金額が割当日の終値(割当日の終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後に下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に付与株式数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×

株式分割・株式無償割当て・株式併合の比率

当社が時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債も含む)の行使による場合、公正な価額による新株式の発行の場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く)する場合

新規発行株式数 × 1株当たり払込金額

既発行株式数 +

新規発行前の株価

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×

既発行株式数 + 新規発行による増加株式数

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日の前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、「新規発行株式数」を「処分する自己株式の数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

(注) 3. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

再編成後払込金額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. で定められる1株当たり行使価額を調整して得られる額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

以下の、  
、  
、  
またはのいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使することができない。



(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年9月30日		48,630		3,335,810		3,329,940

(6) 【大株主の状況】

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(株)ウエル	東京都世田谷区砧4丁目38番4号	6,279	12.91
東京インキ(株)	東京都北区王子1丁目12番4号	2,190	4.50
(株)小森コーポレーション	東京都墨田区吾妻橋3丁目11番1号	2,030	4.17
共栄会	東京都板橋区清水町36番1号	1,621	3.33
野田 勝憲	東京都世田谷区	1,482	3.05
井奥 貞雄	千葉県松戸市	1,160	2.39
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,135	2.34
(株)桂紙業	東京都北区桐ヶ丘1丁目20番12号	1,060	2.18
サカティンクス(株)	大阪府大阪市西区江戸堀1丁目23番37号	1,000	2.06
(株)プロトコーポレーション	愛知県名古屋市中区葵1丁目23番14号	1,000	2.06
(株)ペルーナ	埼玉県上尾市宮本町4番2号	1,000	2.06
計		19,959	41.04

(注) 上記所有株式数のうち、信託業務にかかる株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口) 851千株

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 48,627,800	486,278	
単元未満株式	普通株式 2,100		
発行済株式総数	48,630,000		
総株主の議決権		486,278	

(注) 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式が49株含まれております。

【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 共立印刷株式会社	東京都板橋区清水町36番1号	100		100	0.00
計		100		100	0.00

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、三優監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	8,192,285	8,950,812
受取手形及び売掛金	8,446,406	7,489,760
たな卸資産	961,550	1,003,072
その他	415,288	440,561
貸倒引当金	126,461	100,511
流動資産合計	17,889,070	17,783,694
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	11,802,891	11,893,180
減価償却累計額	5,818,184	6,029,543
建物及び構築物（純額）	5,984,706	5,863,636
土地	5,460,464	5,498,386
リース資産	5,809,812	6,244,132
減価償却累計額	1,461,832	1,790,734
リース資産（純額）	4,347,980	4,453,397
その他（純額）	1,708,113	1,623,748
有形固定資産合計	17,501,264	17,439,169
<b>無形固定資産</b>		
のれん	1,905,391	1,819,006
その他	98,561	96,031
無形固定資産合計	2,003,952	1,915,038
<b>投資その他の資産</b>		
その他	2,466,693	2,418,194
貸倒引当金	241,432	236,471
投資その他の資産合計	2,225,260	2,181,722
<b>固定資産合計</b>	21,730,477	21,535,930
繰延資産	11,882	9,139
<b>資産合計</b>	39,631,430	39,328,764

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	8,650,528	7,786,614
1年内返済予定の長期借入金	3,392,624	3,336,504
未払法人税等	455,174	397,989
賞与引当金	305,791	309,951
その他	1,389,906	1,668,775
流動負債合計	14,194,024	13,499,835
固定負債		
長期借入金	6,585,930	6,611,038
リース債務	4,075,770	4,174,974
退職給付に係る負債	680,681	614,330
その他	28,261	28,261
固定負債合計	11,370,642	11,428,603
負債合計	25,564,667	24,928,439
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,335,810	3,335,810
資本剰余金	3,329,940	3,329,940
利益剰余金	6,948,547	7,281,132
自己株式	27	27
株主資本合計	13,614,269	13,946,854
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	470,332	455,898
退職給付に係る調整累計額	17,839	19,474
その他の包括利益累計額合計	452,493	436,423
新株予約権		17,045
純資産合計	14,066,762	14,400,324
負債純資産合計	39,631,430	39,328,764

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

	(単位：千円)	
	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
売上高	19,920,010	20,732,931
売上原価	17,163,617	17,887,797
売上総利益	2,756,393	2,845,133
販売費及び一般管理費	1,723,493	1,824,530
営業利益	1,032,900	1,020,603
営業外収益		
受取配当金	15,776	18,542
産業立地交付金	15,074	-
その他	5,105	7,698
営業外収益合計	35,956	26,240
営業外費用		
支払利息	129,036	134,769
その他	1,742	4,784
営業外費用合計	130,778	139,554
経常利益	938,077	907,289
特別利益		
投資有価証券売却益	2,723	13,624
その他	-	1,304
特別利益合計	2,723	14,928
特別損失		
固定資産除却損	7,607	297
その他	893	-
特別損失合計	8,501	297
税金等調整前四半期純利益	932,300	921,920
法人税等	360,944	378,488
少数株主損益調整前四半期純利益	571,355	543,432
少数株主利益又は少数株主損失( )	-	-
四半期純利益	571,355	543,432

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	571,355	543,432
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	46,790	14,433
退職給付に係る調整額	-	1,635
その他の包括利益合計	46,790	16,069
四半期包括利益	618,146	527,362
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	618,146	527,362
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	932,300	921,920
減価償却費	666,655	757,795
のれん償却額	86,384	86,384
支払利息	129,036	134,769
売上債権の増減額(は増加)	411,957	956,646
たな卸資産の増減額(は増加)	212,921	41,521
仕入債務の増減額(は減少)	269,062	863,914
その他	120,378	195,891
小計	1,623,971	2,147,972
利息の支払額	136,706	133,866
法人税等の支払額	350,629	403,183
その他	20,118	18,701
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,156,753	1,629,623
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	326,992	240,664
無形固定資産の取得による支出	17,866	17,520
投資有価証券の取得による支出	5,074	5,498
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	687,194	-
その他	40,180	16,284
投資活動によるキャッシュ・フロー	996,947	247,398
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入れによる収入	3,420,000	1,950,000
長期借入金の返済による支出	2,811,711	1,981,012
配当金の支払額	229,032	267,289
リース債務の返済による支出	244,157	325,397
株式の発行による収入	1,634,528	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,769,626	623,698
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,929,432	758,526
現金及び現金同等物の期首残高	6,746,856	8,192,285
現金及び現金同等物の四半期末残高	8,676,289	8,950,812



【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日至平成26年9月30日)	
<p>「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。</p> <p>退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第2四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。</p> <p>この結果、当第2四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が87,970千円減少し、利益剰余金が56,617千円増加しております。なお、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響は軽微であります。</p>	

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日至平成26年9月30日)	
税金費用の計算	税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

たな卸資産の内訳

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
商品及び製品	399,911千円	476,830千円
仕掛品	331,793千円	322,106千円
原材料及び貯蔵品	229,845千円	204,135千円

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日至平成26年9月30日)
給料及び手当	490,123千円	517,091千円
賞与引当金繰入額	103,175千円	115,464千円
退職給付費用	10,844千円	13,841千円
運賃	370,393千円	388,551千円
貸倒引当金繰入額	7,551千円	30,910千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日至平成26年9月30日)
現金及び預金	8,676,289千円	8,950,812千円
現金及び現金同等物	8,676,289千円	8,950,812千円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月10日 取締役会	普通株式	228,964	5.50	平成25年3月31日	平成25年6月11日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日  
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年10月31日 取締役会	普通株式	267,464	5.50	平成25年9月30日	平成25年12月3日	利益剰余金

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成25年7月23日を払込期日とする公募増資及び平成25年8月21日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資を行いました。

この結果、当第2四半期連結累計期間において資本金が824,460千円、資本剰余金が824,460千円増加し、当第2四半期連結会計期間末において資本金が3,335,810千円、資本剰余金が3,329,940千円となっております。

当第2四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年5月12日 取締役会	普通株式	267,464	5.50	平成26年3月31日	平成26年6月11日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日  
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年10月31日 取締役会	普通株式	267,464	5.50	平成26年9月30日	平成26年12月5日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業セグメントは主に印刷事業であります。印刷事業以外のセグメントの重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	12円84銭	11円17銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	571,355	543,432
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	571,355	543,432
普通株式の期中平均株式数(株)	44,486,993	48,629,851
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		11円16銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)		44,846
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		平成26年7月14日取締役会決議の第1回新株予約権 (新株予約権の数1,989個)

(注) 前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

(剰余金の配当)

第35期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)中間配当について、平成26年10月31日開催の取締役会において、平成26年9月30日の株主名簿に記載された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	267,464千円
1株当たりの金額	5円50銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成26年12月5日

(重要な訴訟事件等)

当社は、平成24年12月5日付にて、ムリムペーパー株式会社及びムリムP&P Co., Ltd.より紙製品の売買契約に基づく代金が未回収であるとして、金73,501千円の損害賠償請求に係る訴訟を東京地方裁判所に提訴されております。

当社といたしましては、同社が主張する紙製品についての売買契約の事実はないものと認識しており、裁判の場において当社の正当性を主張してまいります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月12日

共立印刷株式会社  
取締役会 御中

### 三優監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 遠藤 今朝夫 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 増田 涼恵 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている共立印刷株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、共立印刷株式会社及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。